

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第48号

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「(第1号様式)」の右に「(ギャラリースペースの使用の許可を受けようとする場合にあっては、京都市男女共同参画センターギャラリースペース使用許可申請書(第2号様式))」を加え、同項第1号中「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同条第2項中「第3号様式」を「第4号様式」に改める。

別表第1を次のように改める。

区	分	受付を開始する日
1	ギャラリースペース又はギャラリースペースと併せて使用するギャラリースペース以外の施設(イベントホール及びスポーツルームを除く。)に係る申請	男女共同参画の推進に資する活動のためにするもの 使用を開始する日の属する月の14箇月前の月の初日
	その他の活動のためにするもの	使用を開始する日の属する月の13箇月前の月の初日
2	イベントホール若しくはスポーツルーム(以下「ホール等」という。)又はホール等と併せて使用するホール等以外の施設に係る申請	男女共同参画の推進に資する活動のためにするもの 使用日の属する月の7箇月前の月の初日
	その他の活動のためにするもの	使用日の属する月の6箇月前の月の初日
3	ギャラリースペース又はホール等以外の施設(ギャラリースペース又はホール等と併せて使用するものを除く。)に係る申請	男女共同参画の推進に資する活動のためにするもの 使用日の3箇月前の日
	その他の活動のためにするもの	使用日の2箇月前の日

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、第3号様式を第4号様式とし、第2号様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式(第1条関係)

京都市男女共同参画センターギャラリースペース使用許可申請書

(宛先) 指 定 管 理 者	年 月 日
----------------	-------

申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名）
	電話 ー

京都市男女共同参画センター条例第5条の規定により使用の許可を申請します。						
使用する期間、時間の区分及び日数	使用する期間			使用する時間の区分		使用する日数
	年 月 日（ 曜日）から			<input type="checkbox"/> 午前9時から午後5時まで	日	
	年 月 日（ 曜日）まで			<input type="checkbox"/> 午前9時から午後9時まで	日	
	年 月 日（ 曜日）から			<input type="checkbox"/> 午前9時から午後5時まで	日	
	年 月 日（ 曜日）まで			<input type="checkbox"/> 午前9時から午後9時まで	日	
年 月 日（ 曜日）から			<input type="checkbox"/> 午前9時から午後5時まで	日		
年 月 日（ 曜日）まで			<input type="checkbox"/> 午前9時から午後9時まで	日		
駐車場の使用の有無			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
付属設備の使用の有無			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
特別の設備の有無			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
可動式の壁の移動の有無			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
催しの概要	名 称					
	会 期	年 月 日（ 曜日）	時から			
		年 月 日（ 曜日）	時まで			
	展 示 内 容					
	入 場 料	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料				
	入場料の区分及び額	区 分	金 額	区 分	金 額	
物品の販売の有無	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 展示作品 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 無					
展示作品等を搬入する期間	年 月 日（ 曜日）	時から	展示作品等の搬入及び搬出の方法	<input type="checkbox"/> 事業者（名称 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
展示作品等を搬出する期間	年 月 日（ 曜日）	時まで				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 特別の設備を設ける場合は、設計書、仕様書等を添付してください。

## 附 則

### (施行期日)

- この規則は、平成29年9月21日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(受付期間の特例)

2 この規則による改正後の京都市男女共同参画センター条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、ギャラリースペースの使用に係る申請のうち、男女共同参画の推進に資する活動のためにするものにあつては平成29年9月21日から平成30年6月30日までの間における使用、その他の活動のためにするものにあつては平成29年9月21日から平成30年5月31日までの間における使用に係るものについては、平成29年4月1日から受け付けるものとする。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)